

# あいち生物多様性企業認証制度

## Q & A 集

(2022年4月1日版)

### 1. 制度全般について

**Q1-1：** 制度の趣旨、目的を教えてください。

A1-1： 愛知県では、生物多様性保全の施策の方向性を示す戦略（「あいち生物多様性戦略2020」（2013年3月策定）及び「あいち生物多様性戦略2030」（2021年2月策定））に基づき、各地域において、保全団体、企業、大学、行政等の多様な主体の連携による生物多様性保全に関する取組を推進しています。これらの多主体の連携の中でも、企業が果たす役割は大きいことから、今後、企業がより一層取組に参画し、地域の核となって生物多様性保全に貢献していくことが期待されます。

そこで、本県の強みである企業の力を生物多様性にも生かすために、企業の保全活動への参画を促すインセンティブとして、優良な取組をしている企業を認証する制度を創設しました。

生物多様性の保全に貢献する優良な取組を実践している企業を、愛知県が認証することで、取組意欲の醸成と他企業への波及を図り、優良な取組が県内に広がることを目指します。

**Q1-2：** 認証されると企業にはどのようなメリットがありますか。

A1-2： 以下のようなメリットがあります。

- ①認証書を授与します。
- ②認証企業マークを自社のPRに使用できます（企業パンフレット、名刺等）。
- ③認証企業の名称を愛知県ホームページで公開します。

**Q1-3：** 認証企業が増加することで社会に期待される効果はどのようなことがありますか。

A1-3： 社会に以下のような効果が生じることが期待されます。

- ・企業の貢献による地域の生物多様性の向上
- ・地域との良好な関係性の構築
- ・豊かな自然環境の次世代への継承
- ・自然資本の持続可能な利用の促進 等

## 2. 申請について

**Q2-1：** 申請書はどのように提出すればよいですか。

A2-1： 下記の提出先へ、郵送又は持参により2部提出してください。

なお、持参の場合は、平日午前8時45分から午後5時30分までに限りません。

### **【提出先】**

愛知県環境局環境政策部自然環境課生物多様性保全グループ

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6475（ダイヤルイン）

**Q2-2：** 申請にあたり手数料や審査料はかかりますか。

A2-2： 無料です。認証に際しても料金はかかりません。

**Q2-3：** 申請できる対象者を教えてください。

A2-3： 次の（1）及び（2）に掲げる要件のいずれも満たす民間企業が対象となります。

（1）愛知県内に本社又は事業所を有すること。

（2）法人格を有すること。

また、認証の資格要件として「法令を遵守していること」、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する事業者等でないこと」、「県税等の滞納がないこと」の全てを満たすことが必要です。

本制度は、民間企業が、生物多様性保全の取組を組織として継続的に行うことを促すものです。生物多様性保全に関心がある、法人格を有しない事業者（個人事業主等）、民間企業ではない団体・個人の方等については、「あいち生物多様性サポーターズ」への登録を検討してください。

**Q2-4：** 事業所（工場・支店・支社営業所等）単位で申請することは可能ですか。

A2-4： 可能です。（申請は、企業全体又は事業所（工場・支店・支社営業所等）単位で行うことができます。）

**Q2-5：** 県外に本社があり、県内に事業所がある場合、事業所名での申請は可能ですか。

A2-5： 可能です。申請は県内にある事業所の名称で行ってください。

Q2-6： 県内に複数の事業所がある場合、それぞれの事業所で申請する必要がありますか。それとも、一括で申請することも可能ですか。

A2-6： 事業所ごとでも、一括でもどちらでも構いません。

Q2-7： 申請書に押印は必要ですか。

A2-7： 必要ありません。

Q2-8： 愛知県から審査結果の連絡はあるのですか。

A2-8： 愛知県から審査結果の通知があります。

### 3. 審査項目について

Q3-1： 本制度は企業のどのような取組を評価して認証するものですか。

A3-1： 本制度は、企業が「あいち生物多様性戦略 2030」等に応じて取り組んでいる生物多様性の保全に向けた取組について、以下の5つの側面から評価、認証するものです。

評価項目は以下のとおりです。項目1は組織の生物多様性に関する取り組み方針や体制等についての評価です。項目2～5については、「あいち生物多様性戦略 2030」で企業に求めている4つの基本方針（まもる、つなげる、つかう、ひろめる）を踏まえて評価項目が設定されています。

#### 【評価項目の概要】

項目	概要
1 組織の方針・体制等	方針・目標や取組計画の策定状況、人材育成等を評価する。
2 (豊かな生態系を)まもる	希少種保全、外来種駆除、脱炭素社会・循環型社会の形成に向けた環境配慮経営等を評価する。
3 (生息生育空間を)つなげる	生態系ネットワーク形成(植樹、ビオトープ整備等)、他主体との連携、専門家の意見反映等を評価する。
4 (生きものの恵みを)つかう	サプライチェーンの環境負荷低減、生物機能を生かした技術・製造等を評価する。
5 (人と自然との共生を)ひろめる	普及啓発、活動成果の一般開放、SDGsへの取組、生態系ネットワーク協議会等への参画等を評価する。

Q3-2： 申請は愛知県内の事業所で行います。生物多様性に関する情報は本社のホームページのみで発信していますが、情報発信の項目にチェックは入りますか。

A3-2： 本社のホームページに当該事業所で取り組む内容が記載されていれば構いません。当該事業所での取組と全社的な取組が同一である場合は、全社的な取組が記載されていれば結構です。

Q3-3： 1つの活動で、目的は普及啓発、生物多様性の回復、希少種保全の3つがあります。取組項目はどのようにチェックを入れれば良いでしょうか。

A3-3： 1つの活動につき、選択できる項目は1つのみです。主目的1つを選択してください。

Q3-4： 活動日数で1日とカウントするには何時間以上活動する必要がありますか。

A3-4： 1日1時間以上の活動を行った日数をカウントしてください。

Q3-5： 活動・取組で年1回以上実施し、かつ5年以上継続していればチェックが入る項目がありますが、何時間以上の活動を行えば1回とカウントできますか。

A3-5： 1日1時間以上の活動を行った日数を、1日もしくは1回とカウントしてください。

Q3-6： 普及啓発の活動日数は、準備の期間も含めますか。

A3-6： 活動日数として、準備の期間は含めません。

Q3-7： 申請書の審査はどのような内容ですか。

A3-7： 必要事項の記載内容、申請内容を証明する資料内容等について審査をします。

Q3-8： 認証の有効期間5年間とのことですが、更新の際はどのような書類が必要となりますか。

A3-8： 認証期間中の5年間の取組を踏まえて更新するため、初回申請時と同様の書類を提出する必要があります。

Q3-9： 認証企業の情報は公開されますか。

A3-9： 認証を受けた企業（事業所）の名称等は、愛知県のホームページで公表します。

Q3-10： 「認証」と「優良認証」の違いを教えてください。

A3-10： 「優良認証」は「認証」より、取組に広がりや継続性があるなど、今後の企業の取組の模範となりうる、特に優れた取組として認証されるものです。

「認証」と「優良認証」とでは、評価項目や、獲得すべき得点数が異なります。（認証：合計18点以上かつ「組織の方針・体制等」が3点以上、優良認証：合計35点以上かつ「組織の方針・体制等」が4点以上）

「認証」を受けた企業については、「優良認証」の取得を目指してステップアップしていただくことを期待しています。

申請の際は、審査項目を確認いただき、どちらに該当するか検討のうえ、該当すると思われる認証区分を選択して申請してください。

## 4. 認証期間中の手続きについて

Q4-1： 認証された後に、会社名や本社所在地が変更点となった場合はどうすれば良いですか。

A4-1： 企業等の名称、所在地、業種等が変更となった場合は、「あいち生物多様性企業認証変更届出書」（様式5）及び履歴記載事項証明書（登記簿謄本）などの変更内容が確認できる資料を提出してください。また、企業等の名称が変更となった場合又は所在地の変更で、所在地の記載のある認証書が発行されている場合については、「あいち生物多様性認証企業認証書」又は「あいち生物多様性優良認証企業認証書」を再発行しますので、変更前の認証書についても、合わせて提出してください。

Q4-2： 認証された後に、会社が倒産しましたが、何か必要な手続きはありますか。

A4-2： 認証を継続することが不可能となりますので、「あいち生物多様性企業認証辞届出書」（様式6）を提出してください。「あいち生物多様性認証企業認証書」又は「あいち生物多様性優良認証企業認証書」についても、合わせて提出してください。

Q4-3： 認証を取得した後、更新の申請をするまでの間に、県に提出すべき書類はありますか。

A4-3： 認証を取得した企業は、認証年月日の翌年度以降、毎年5月末までに、前年度の取組状況を記載した「あいち生物多様性企業認証取組状況報告書」（様式4）を報告する必要があります。